

2005度 破産法講義 第2回

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産手続の開始

- 破産手続開始の要件

T. Kurita

2

破産手続開始の要件

- **積極的要件**
 1. 破産手続開始原因（[15条](#)以下）
 2. 債務者の破産能力
- **消極的要件（不開始事由）**
 1. 費用の予納がないこと（[30条](#)1項1号）
 2. 申立ての不誠実性（[30条](#)1項2号）
 3. 破産手続の開始が当該債務者の財産関係の整理の方法として不当であること

T. Kurita

3

次のことは、破産の要件ではない

- **複数債権者の存在** 破産手続の開始により、債権者は強制執行にはない次の利益を受けるからである。
 1. 破産管財人が選任され、財産を探索してくれる。
 2. 詐害行為取消権（[民法424条](#)以下）よりも強力な否認権を破産管財人が行使する。
- **手続費用を賄うのに足る財産の存在** 財産がなければ、破産手続開始決定をして同時廃止にする（[216条](#)）。

T. Kurita

4

破産手続開始原因（[15条](#) - [17条](#)）

- 破産手続開始原因とは、法律が破産手続を開始すべき事由として定めているところの、債務者の悪化した財産状態をいう。
- 次の2つがある。
 1. 支払不能
 2. 債務超過

T. Kurita

5

支払不能

- 弁済手段の継続的・一般的欠乏（[2条](#)11項）。
- 債務者が支払不能になると、各債権者が先を争って弁済を求め、債権者間の公平が保たれず、また、債務者もその対応に疲弊する。そこで、債務者の総財産に対する総債権者のための包括的執行としての破産手続の開始が必要となる。
- 個人・法人を通じた一般的な破産手続開始原因である。但し、相続財産は例外である。
- 支払停止は、支払不能の推定事由である（[15条](#)2項）。

T. Kurita

6

練習問題

1. Xは、自営業者であるYの債権者である。経済的に行き詰まったYが夜逃げをし、家のドアには、債権者への詫び状の紙が貼り付けられている。XがYに対して破産手続開始申立てをしようと思う。この場合に、何を破産手続開始原因として主張し、それをどのように証明したらよいか。

T. Kurita

7

債務超過

- 弁済期の到来の有無を問わず消極財産が積極財産を上回っている状態（16条1項カッコ書き）。
- 債務超過が破産手続開始原因となるか否かは、破産者の属性により異なる。
 1. 物的会社の債務を終局的に担保するのは、会社の財産のみであり、会社債権者の保護の視点から債務超過も破産手続開始原因とされている。
 2. 個人は無限責任を負い、将来の収入も現在の債務の有効な責任財産として期待することができるので、単なる債務超過は破産手続開始原因とされていない。

T. Kurita

8

破産手続開始原因の整理

債務者	手続開始原因
個人、存続中の人的会社	支払不能
法人（存続中の人的会社を除く）、清算段階にある人的会社	支払不能・債務超過
相続財産	債務超過

- 無限責任を負う構成員のいる法人は、人的会社に準ずる（16条2項の類推適用）。例：無限責任中間法人。
- 法人でない社団・財団にも、上記の法人に関する説明が妥当する。

T. Kurita

9

支払不能と債務超過との違い

- 債務超過であるが支払不能とならない場合
総債務 > 総資産
弁済期到来の債務 < 弁済手段
「友情、将来の発展性、現在のところ交換価値のない技術等を考慮して信用が得られる場合」がよく挙げられる。
- 債務超過でないが支払不能となる場合
総債務 < 総資産
弁済期到来の債務 > 弁済手段
総資産の中に流動性の乏しい不動産、弁済期未到来の債権があると、この場合に該当することがある。

T. Kurita

10

破産能力

- 破産者となりうる一般的な地位を破産能力という。
- **原則** 破産者となりうるのは、権利義務の帰属主体（個人・法人など）である。
- **例外** 公法人の中には、国や地方自治体などの統治団体のように破産処理に親しまないものもある。これらについては、破産能力は否定される。

T. Kurita

11

倒産処理手続としての適切性

- 破産能力が肯定される財産主体であっても、その財産関係を整理する手段として破産手続を用いると国民生活に大きな混乱が生ずる場合には、破産は許されない。現在のところ、電力会社やNTTがこれに該当する。

T. Kurita

12